

荷送人による貨物の海洋環境有害性に関する宣言義務化への対応について

2018年3月1日
日本鉱業協会 スラグ委員会

2016年10月に開催された第70回海洋環境保護委員会(MEPC70)において、海洋環境有害性(Harmful to the Marine Environment; 以下「HME」という。)に係る MARPOL 条約附属書Vの改正が採択され、平成30年3月1日に発効されました。

これまで非強制であったHME判定基準が、新たに義務付けられることとなり、我が国国内法(海洋汚染防止法)においても、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令、(平成30年2月15日国土交通省令8号)が公布され、平成30年3月1日より施行されることとなりました。
(平成30年2月15日付 官報号外31号)

「HME」か否かの判定は、貨物残留物が国連の化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(UN-GHS)に基づく付属書V実施ガイドラインに規定される以下の7つの基準によります。

- ① 水生環境有害性の急性毒性(区分1)
- ② 水生環境有害性の慢性毒性(区分1又は区分2)
- ③ 発がん性(区分1A又は区分1B)
- ④ 生殖細胞変異原性(区分1A又は区分1B)
- ⑤ 生殖毒性(区分1A又は区分1B)
- ⑥ 反復暴露特定標的臓器毒性(区分1)
- ⑦ 合成高分子(プラスチック)

※③から⑥に関しては、いずれも急速に分解せず、高い生物蓄積性を伴うものに限る。

今回、荷送人は、輸送する貨物について上記7分類に基づいた海洋環境有害性の有無についての宣言を船長に対して行うことが義務付けられました。

日本鉱業協会スラグ委員会では、この荷送人による海洋環境有害性宣言の義務化への対応として、

非鉄スラグ製品の製造・販売管理ガイドラインで規定する、スラグ委員会の「各会員及び製造販売する関係会社」が製造・販売する非鉄スラグ製品、「銅スラグ」「フェロニッケルスラグ」「亜鉛スラグ」の3品目について、SDS等の試験データと、これまでに得られている知見やデータを精査した結果を総合的に判断して、

「HME」ではないと認められるとの結論に達し、これを宣言します。

今後も、非鉄スラグ製品の持続的な販売を目指して、各会員及び製造・販売する関係会社により非鉄スラグ製品の製造、販売、利用が適切に行われるよう継続して取り組んでまいります。

以上

本件問い合わせ先

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目17番地11 栄葉ビル8階

TEL:03-5280-2327 FAX:03-5280-7128

日本鉱業協会 技術部 スラグ委員会事務局